

第8期第17回むかわ町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和7年11月25日(火) 午前9時30分から午前9時54分

2. 開催場所 穂別町民センター 第1・2会議室

3. 出席委員 ○(24名)

4. 欠席委員 △(2名)

1番	稲田 春一	○	10番	石崎 憲一	△	19番	清瀬 利一	△
2番	清水 修一	○	11番	小岸 元気	○	20番	森山 幸治	○
3番	小林 朋導	○	12番	辻 勉	○	21番	中澤 浩	○
4番	土屋 祐規	○	13番	中田 賢大	○	22番	藤岡 健人	○
5番	渋谷 裕二	○	14番	鈴木 秀子	○	23番	貞廣 賢治	○
6番	柴田 健志	○	15番	田代 英孝	○	24番	伊藤 正人	○
7番	内海 久俊	○	16番	林 利輝	○	25番	藤江 政利	○
8番	欠員		17番	清野 薫	○	26番	平島 道弘	○
9番	松並 恵一	○	18番	毛利 武	○	27番	佐々木保成	○

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会期の決定

第3 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理に関する件

第4 報告第2号 地区委員会の結果に関する件

第5 報告第3号 農地売買等事業に係る農地移動適正化あっせんの結果に関する件

第6 報告第4号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画の認可に関する件

第7 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に関する件

第8 議案第2号 農地中間管理機構に対する農用地利用集積等促進計画(案)の要請に関する件

第9 議案第3号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画(案)に係る意見に関する件

第10 議案第4号 農地売買等事業に係る農地移動適正化あっせんに関する件

第11 議案第5号 農地中間管理機構による農用地の買入れ協議を行う旨の通知要請に関する件

第12 議案第6号 現況証明願いの発給に関する件

6. 農業委員会事務局職員

本 庁－事務局長 藤田 浩樹、主任 佐々木 理人

穂別支局－支局長 藤野 真穂、主査 長谷山 美香

7. 会議の概要

事務局	総会の開催にあたり、佐々木会長から挨拶と引き続き進行をお願いします。
会長	【会長挨拶】
議長	それでは、総会に入ります。本日の出席委員は24名です。 欠席は10番・石崎委員、19番・清瀬委員の2名です。定足数に達しておりますので、ただ今から第8期第17回むかわ町農業委員会総会を開催いたします。それでは、議事日程に従い進めてまいります。 日程第1「議事録署名委員の指名」ですが、11番・小岸委員、12番・辻委員の両名を指名したいと思いますと思いますがよろしいでしょうか。 (異議なしの声あり)
議長	それでは、両名に決定をいたしました。 日程第2「会期の決定」ですが、本日の案件は、報告4件、議案6件の合わせて10件です。従って、会期は本日一日にしたいと思いますと思いますがよろしいでしょうか。 (異議なしの声あり)
議長	異議がないようですので、会期は本日一日と決定いたしました。 次に、諸般の報告ですが、お手元に印刷配布しております諸般の報告のとおりですので、御了承願います。 それでは、日程第3 報告第1号「農地法第18条第6項の規定による通知書の受理に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
事務局	報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知書の受理に関する件について、ご報告申し上げます。 議案書は2ページからです。 2ページに合意解約の通知を受理した内容を掲載しております。 全部で3件、3筆、面積は3筆合計45,595㎡で、1番から2番は借主の意向により解約するもので、3番は貸主の意向により解約するものです。 以上で報告第1号の説明を終わらせていただきます。
議長	事務局の説明が終わりました。これから説明に対する質疑を行います。 報告第1号について、質疑はありませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしと認め、報告第1号は原案どおり承認することに決定いたします。 次に、日程第4 報告第2号「地区委員会の結果に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局

報告第2号、地区委員会の結果に関する件について、ご報告申し上げます。

11月につきましては、議案書に記載のとおり、11日に川西川東合同地区委員会、10日に穂別地区委員会を開催しております。

川西地区委員会では、農用地利用集積等促進計画（案）の利用権設定42件について審議した結果、適当と判断しております。また、あっせんの申出1件について審議した結果、申出内容、譲受候補者等適当と判定し買入協議が必要と判断したところです。

川東地区委員会では、農用地利用集積等促進計画（案）の利用権設定41件について審議した結果、適当と判断しております。また、あっせんの申出3件について審議した結果、いずれも申出内容、譲受候補者等適当と判定し、内2件については買入協議が必要と判断したところです。

穂別地区委員会では、あっせんの申出5件について審議した結果、いずれも申出内容、譲受候補者等適当と判定し、内1件については、買入協議が必要と判断したところです。

以上で報告第2号の説明を終わらせていただきます。

議長

事務局の説明が終わりました。これから説明に対する質疑を行います。
報告第2号について、質疑はありませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしと認め、報告第2号は原案どおり承認することに決定いたします。

次に、日程第5 報告第3号「農地売買等事業に係る農地移動適正化あっせんの結果に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局

報告第3号、農地売買等事業に係る農地移動適正化あっせんの結果に関する件について、ご報告申し上げます。

先月の総会でご決定いただきましたあっせんの結果についてご報告申し上げます。

議案書8ページをお開き願います。

【議案書朗読】

以上で報告第3号の説明を終わらせていただきます。

議長

ただいまの説明に関連して、あっせん委員の方から補足説明があればお願いします。

22番

1番のあっせんについてですが、事務局の報告のとおりであり、特に補足はありません。以上です。

議長

ありがとうございました。これから、説明に対する質疑を行います。報告第3号について、質疑はございませんか。

(発言なし)

議 長	質疑なしと認め、報告第3号は原案どおり承認することに決定いたします。 次に、日程第6 報告第4号「農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画の認可に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
事 務 局	報告第4号、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画の認可に関する件について、ご報告申し上げます。 議案書は9ページになります。 先月の農業委員会総会で承認いただきました農用地利用集積等促進計画（案）につきまして、議案書9ページに記載のとおりむかわ町の公告がされましたことを報告いたします。 なお、議案書10ページから11ページに北海道農業公社からの認可申請及び計画一覧を添付しておりますのでご確認願います。 以上で報告第4号の説明を終わらせていただきます。
議 長	事務局の説明が終わりました。これから、説明に対する質疑を行います。報告第4号について、質疑はございませんか。 (発言なし)
議 長	質疑なしと認め、報告第4号は原案どおり承認することに決定いたします。 次に、日程第7 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
事 務 局	議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請に関する件について、ご説明を申し上げます。 議案書13ページをお開き願います。 【議案書朗読】 以上、事務局と農業委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況を確認しており、別添の調査書のとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。 議案書14ページ15ページに、図面、調査書を添付しておりますのでご確認願います。 以上で議案第1号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます。
議 長	ただいまの説明に関連して、地区担当委員の方から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。
9 番	1番について現地を確認してきましたので、報告します。 事務局の説明があったとおり1番は農地を売買する案件ですが、現在使用貸借中でトマトを作付けしています。これまでの耕作状況から適正に耕作されるとともに周辺農地への影響はないものと判断します。以上です。
議 長	ありがとうございました。これより、質疑に入ります。説明に対する質疑は

議 長 ありませんか。

(発言なし)

議 長 質疑なしと認め、議案第1号は原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議がないようですので、議案第1号は原案どおり決定いたします。
次に、日程第8 議案第2号「農地中間管理機構に対する農用地利用集積等促進計画（案）の要請に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事 務 局 議案第2号、農地中間管理機構に対する農用地利用集積等促進計画（案）の要請に関する件について、ご説明を申し上げます。

議案書は17ページです。

農地売買等事業に関する農用地利用集積等促進計画（案）の要請については、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づき、農地中間管理機構に対し農用地利用集積等促進計画（案）を定めるよう要請することの可否について判断を求めるとなっています。

【議案書朗読】

1番については、農地売買等事業の即売りタイプの売買による所有権移転です。所有権の移転の時期はいずれも告示日からとなります。

図面につきましては、18ページに添付しておりますのでご確認願います。

以上で議案第2号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議 長 事務局の説明が終わりました。これより、質疑に入ります。説明に対する質疑はありませんか。

(発言なし)

議 長 質疑なしと認め、議案第2号は原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議がないようですので、議案第2号は原案どおり決定いたします。
次に、日程第9 議案第3号「農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見に関する件」を議題といたします。なお、本案件は [REDACTED]
[REDACTED] が借受予定者となっており、議事参与できませんが、質問などを行わないことを条件に退席しないでこのまま審議を続けることとしてよろしいか、お諮りします。

議 長 ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議がないようですので、このまま審議に入ります。事務局の説明を求めます。

事 務 局 議案第3号、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見に関する件について、ご説明を申し上げます。

【議案書朗読】

所有者氏名、借受予定者、所在地番、地目、面積、賃料については事前に議案を配布しておりますので、件数が多いことから一つ一つの読み上げは省略させていただきますが賃貸期間については地区で調整していただきまして令和8年1月1日から最短で1年間、最長で10年間となっており、転貸者はすべて、北海道農業公社です。

なお、この計画要請の内容は、29ページに添付のあります機構法第18条の条項に規定する受け手の各要件を満たしていると考えます。

図面につきましては、30ページから50ページに添付しておりますのでご確認願います。

以上で議案第3号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議 長 事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。説明に対する質疑はありませんか。

(発言なし)

議 長 質疑なしと認め、議案第3号は原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議がないようですので、議案第3号は原案どおり決定いたします。

次に、日程第10 議案第4号「農地売買等事業に係る農地移動適正化あつせんに関する件」を議題といたします。なお、本案件は、[REDACTED]
[REDACTED]が譲受適格者となっており、議事参与ができませんが、質問などを行わないことを条件に退席しないでこのまま審議を続けることとしてよろしいか、お諮りいたします。

ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議がないようですので、このまま審議に入ります。事務局の説明を求めます。

事 務 局	議案第４号、農地売買等事業に係る農地移動適正化あっせんに関する件について、ご説明申し上げます。 議案書５２ページをお開き願います。 【議案書朗読】 以上、５件の実施につきまして、議案書５３ページから５７ページに図面を添付してございますので、ご確認願います。 以上で議案第４号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます。
議 長	事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。説明に対する質疑はありませんか。 (発言なし)
議 長	質疑なしと認め、議案第４号は原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議 長	ご異議がないようですので、議案第４号は原案どおり決定いたします。 次に、日程第１１ 議案第５号「農地中間管理機構による農用地の買入れ協議を行う旨の通知要請に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
事 務 局	議案第５号、農地中間管理機構による農用地の買入れ協議を行う旨の通知要請に関する件について、ご説明を申し上げます。 議案書５９ページをお開き願います。 【議案書朗読】 本件につきましては、報告第２号の地区委員会の報告でも申し上げましたとおり、認定農業者が農地売買等事業の利用を希望し、農地中間管理機構の買入が必要と判断したところであります。 なお、６０ページから６７ページに町長宛の要請書、図面を添付しておりますので、ご確認願います。 以上で議案第５号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます。
議 長	事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。説明に対する質疑はありませんか。 (発言なし)
議 長	質疑なしと認め、議案第５号は原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)

議 長	ご異議がないようですので、議案第 5 号は原案どおり決定いたします。 次に、日程第 12 議案第 6 号「現況証明願いの発給に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
事 務 局	議案第 6 号、現況証明願いの発給に関する件について、ご説明を申し上げます。 議案書 69 ページをお開き願います。 【議案書朗読】 願出理由につきまして、北海道農業公社の農地売買等事業を活用し売買を希望しておりますが、農地売買等事業では公簿地目と現況地目を同一にする必要があり、公簿地目変更登記をするため現況証明書発給の願い出を受けたものです。 現地確認結果として、議案書に記載のとおり、畑地として耕作していることから農地と確認をしております。 議案書 70 ページに図面を添付しておりますのでご確認願います。 以上で議案第 6 号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます。
議 長	ただいまの説明に関連して、地区担当委員の方から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。
1 番	1 番、について現地を確認してきましたので報告します。 申請地は、事務局からの説明がありましたとおり、畑地としてブロッコリーを耕作しており農地と判断しております。以上です。
議 長	ありがとうございました。これより、質疑に入ります。説明に対する質疑はありませんか。 (発言なし)
議 長	質疑なしと認め、議案第 6 号は原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議 長	ご異議がないようですので、議案第 6 号は原案どおり決定いたします。 以上をもちまして本日の総会に提案された案件の審議が全て終了いたしましたので、ここで閉会といたします。